

令和五年国土交通省令第六十二号

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項及び第九十一条の規定に基づき、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令を次のように定める。

（特定重要設備）

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第三項に規定する簡易水道事業を除く。以下この号において同じ。）及び同条第四項に規定する水道用水供給事業 水道事業又は水道用水供給事業を営業者の当該事業の用に供する浄水施設（一日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該水道事業又は水道用水供給事業を営業者の全ての浄水施設の日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。）において、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。以下この条において同じ。）
- 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項に規定する第一種鉄道事業（信号相互間、信号とその進路内の転つ器相互間その他これらに類する相互間を連鎖させる装置を遠隔制御する装置であつて、運転指令所に設けられるもの（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道の用に供するものに限る。）

- 三 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業 次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム
 - イ 当該事業の用に供する自動車（ロ及び次条第三号ハにおいて「事業用自動車」という。）の配車計画及び運行計画を作成する機能
 - ロ 当該配車計画に基づき配車した事業用自動車の現在地及び貨物の運送に係る状況（第十二条第三号イ及びロにおいて「現在地等」という。）を確認するための機能
 - ハ 運行指示書（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第九条の三第一項に規定する運行指示書をいう。）を作成する機能
 - ニ 運賃及び料金を算定し、並びに請求書を作成する機能
 - 四 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項に規定する貨物定期航路事業及び同条第六項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの、貨物の形状、貨物の積卸しの順序その他の事情を総合的に勘案して、船内における貨物の配置計画を一元的に作成する機能を有する情報処理システム
 - 五 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（次条第五号イにおいて「国際航空運送事業」という。）及び同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（次条第五号ロにおいて「国内定期航空運送事業」という。）飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム
 - 六 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号及び次条第六号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業、飛行場灯火（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四条第二号に規定する飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置（電流を調整する機能を有する部分に限る。）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 前条第一号に掲げる事業 次のいずれかの事業を営業者であること。
 - イ 給水人口が百万人を超える水道事業
 - ロ 一日に給水することができる最大の水量が五十万立方メートルを超える水道用水供給事業
- 二 前条第二号に掲げる事業 当該事業を行う者であつて、その経営する当該事業に係る路線の営業キロ程の合計が千キロメートル以上であるものであること。
- 三 前条第三号に掲げる事業 当該事業を行う者（特別積合せ貨物運送（貨物自動車運送事業法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。イにおいて同じ。）を行うものに限る。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
 - イ 当該事業を行う全ての者（特別積合せ貨物運送を行うものに限る。ロ及びハにおいて同じ。）による貨物の前年度における輸送距離の合計のうち当該事業を行う者による貨物の前年度における輸送距離の占める割合が五パーセント以上であること。
 - ロ 当該事業を行う全ての者による貨物の前年度における輸送量の合計のうち当該事業を行う者による貨物の前年度における輸送量の占める割合が五パーセント以上であること。
 - ニ 全ての都道府県の区域内に営業所を有すること。
 - 四 前条第四号に掲げる事業 当該事業を行う者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
 - イ 当該事業を行う全ての者による貨物の前年における輸送量の合計のうち当該事業を行う者による貨物の前年における輸送量の占める割合が十パーセント以上であること。
 - ロ 当該事業を行う全ての者が運航する船舶の隻数の合計のうち当該事業を行う者が運航する船舶の隻数の占める割合が十パーセント以上であること。

- 四 前条第四号に掲げる事業 当該事業を行う者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
 - イ 当該事業を行う全ての者による貨物の前年における輸送量の合計のうち当該事業を行う者による貨物の前年における輸送量の占める割合が十パーセント以上であること。
 - ロ 当該事業を行う全ての者が運航する船舶の隻数の合計のうち当該事業を行う者が運航する船舶の隻数の占める割合が十パーセント以上であること。
- 五 前条第五号に掲げる事業 当該事業を行う者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下この号において同じ。）に限る。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
 - イ 全ての特定本邦航空運送事業者による国際航空運送事業における前年度の運航回数の合計のうち当該事業を行う者による国際航空運送事業における前年度の運航回数の占める割合が二十五パーセント以上であること。
 - ロ 全ての特定本邦航空運送事業者による国内定期航空運送事業における前年度の運航回数（国土交通大臣を除く。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下この号において同じ。）に限る。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

- 六 前条第六号に掲げる事業 当該事業を行う者（国土交通大臣を除く。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
 - イ 当該事業に係る空港が空港法第四条第一項各号に掲げるものであること。
 - ロ 当該事業に係る空港における令和元年度の航空機の旅客数の合計が一千万人以上であること。
- （特定社会基盤事業者の指定の通知）
- 第三条 法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の通知は、様式第一による指定通知書によって行うものとする。
- （特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法）
- 第四条 法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定社会基盤事業者の指定（法第五十一条において準用する場合）にあつては、指定の解除の公示は、官報に掲載して行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- （特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）
- 第五条 法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。
- （特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）
- 第六条 法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指

定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。

(親法人等)

第七条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和四年政令第三百九十四号。第二十条において「令」という。)第十条第三項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この条において同じ。)を支配していない。以下が明らかであると同様に認められる法人等を除く。

- 一 一の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと同様に認められるものを除く。以下この条において同じ。)の総株主等(総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者をいう。以下同じ。)の議決権(株式会社にあつては、株主総会において議決権を行使することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数を自己の計算において所有している法人等
- 二 一の法人等の総株主等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - イ 一の法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めていること。

口 当該法人等の役員(取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役又

はこれらに類する役員にある者をいう。)、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下二において同じ。)の総額の過半について当該法人等が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下二において同じ。)を行つてゐること(当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。以下二において同じ。)

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めている場合(当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。以下二において同じ。)

ロ 一からホまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの

(重要維持管理等)

第八条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤業務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤業務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

一 維持管理

二 操作

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第四(二)によるものとする。

2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同項の規定による届出の日において有効なもの、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。

一 特定重要設備の供給者及び構成設備(第十条に規定する構成設備をいう。)の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者(再委託を受けた者が他の事業者にも再委託して重要維持管理等を行わせる場合には、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。)(以下「供給者等」という。)の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)

二 供給者等の役員(次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。)の旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券をいう。以下この号において同じ。)の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(当該役員が外国人である場合にあつては、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書)の写しその他他の氏名、生年月日及び国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。)を証する書類)

イ 株式会社 取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役

ロ 持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。) 業務を執行する社員

ハ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合 理事

二 組合(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合をいう。)(組合員(同法第六百七十条第三項の規定により業務執行者(同項に規定する業務執行者をいう。以下二において同じ。))が業務を執行する組合にあつては、当該業務執行者)その他他の法人等 イから二までに定める者に準ずる者

ホ 特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合)

第十条 法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤業務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。)であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行ひ、又は他の事業者が委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、ほかに適当な方法がない場合とする。

2 法第五十二条第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあつては様式第五(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行させた場合にあつては様式第五(二)によるものとする。(法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるもの)

第十一条 法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たつて準拠した法令を制定した国又は地域(以下「設立準拠法」という。)(個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三 特定重要設備の供給者の役員(氏名、生年月日及び国籍等)

四 届出の日(二月前)の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総

額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合

五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

第十二条 法第五十二条第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 第一条第一号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの
 - イ 浄水処理の各工程の稼働状況の包括的かつ集中的な監視及び当該各工程の制御の用に供するサーバーとして機能するハードウェア
 - ロ イに掲げるサーバーに搭載されたオペレーティングシステム（監視及び制御に係るものに限る。）
 - ハ イに掲げるサーバーに搭載されたミドルウェア（監視及び制御に係るものに限る。）
 - ニ イに掲げるサーバーに搭載されたアプリケーション（監視及び制御に係るものに限る。）
- 二 第一条第二号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの
 - イ 信号相互間、信号とその進路内の転てつ器相互間その他これらに類する相互間を連鎖させる装置を遠隔制御する情報（ロ及びニにおいて「制御情報」という。）の作成の用に供するサーバー
 - ロ 制御情報の伝達のために供する電気通信回線
 - ハ オペレーティングシステム
 - ニ 制御情報を作成する機能を有するプログラム
- 三 第一条第三号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの

イ 現在地等の情報の作成の用に供するサーバー

ロ 現在地等の情報を作成する機能を有するプログラム

四 第一条第四号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの

- イ 船内における貨物の配置計画の作成の用に供するサーバー
- ロ 船内における貨物の配置計画の作成の用に供するソフトウェア

五 第一条第五号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの

- イ 飛行計画の作成の用に供するサーバー
- ロ オペレーティングシステム
- ハ 飛行計画を作成する機能を有するプログラム

六 第一条第六号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの

- イ 電流の制御の用に供する基板
- ロ 電流値を表示する機能を有する装置
- ハ 電流値を操作する機能を有する装置
- ニ 電流の制御の用に供するソフトウェア

第十三条 法第五十二条第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 構成設備の区分、名称及び機能
- 二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法外国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）
- 三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法外国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数の占める割合
- 四 構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等
- 五 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地

（法第五十二条第二号ロの主務省令で定めるもの）

第十四条 法第五十二条第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法外国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）
- 二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法外国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数の占める割合
- 三 重要維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等
- 四 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

第十五条 法第五十二条第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者により再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間
- 二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者により再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間
- 三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法外国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）
- 四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法外国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数の占める割合

相手方等の総株主等の議決権の数の占める割合

五 再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

（法第五十二条第四号の主務省令で定める事項）

第十六条 法第五十二条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定重要設備の導入を行うに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置
- 二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

（導入等計画書の届出の例外）

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者により再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項の記載並びに第九条第二号第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。
- 二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者により再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。
- イ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限すること

第十八条 法第五十二条第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定重要設備の導入を行うに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置
 - 二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置
- （導入等計画書の届出の例外）
- 第十七条** 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者により再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項の記載並びに第九条第二号第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。
 - 二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者により再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。
 - イ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限すること

その他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置

口 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期に又は随時に、監査することとしていること。

（期間の短縮に関する通知）

第十八条 国土交通大臣は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項（これらの規定を法第五十四條第二項（同条第五項）において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

（期間の延長に関する通知）

第十九条 国土交通大臣は、法第五十二条第四項（法第五十四條第二項）において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

（法第五十二条第七項の通知の手續）

第二十条 令第十一条の規定に基づく通知は、様式第六により行うものとする。

第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条第三項）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるもの）にあっては当該届出の日において有効なものに、その他のもの（当該届出の日以前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行う場合には様式第四（二）により行うものとする。

（勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令）

第二十二条 国土交通大臣は、法第五十二条第三項（法第五十四條第二項及び法第五十五条第三項）

項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十二条第六項（法第五十四條第二項）において準用する場合を含む。）並びに法第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を国土交通大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずるときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した書面を交付する方法により行うものとする。

（重要な変更の届出）

第二十三条 法第五十四條第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更

二 法第五十二条第二項第二号イに掲げる事項に係る変更（特定重要設備の導入の内容を変更する場合におけるものに限る。）

三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるものイ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法（個人である場合）にあっては、氏名、住所又は国籍等の変更（住所の変更）にあっては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。）

ロ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるものイ 構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法（個人である場合）にあっては、氏名、住所又は国籍等の変更

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名

称、住所又は設立準拠法（個人である場合）にあっては、氏名、住所又は国籍等の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合）（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合）にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除外。

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるものイ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法（個人である場合）にあっては、氏名、住所又は国籍等の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合）（再委託の相手方等の名称（個人である場合）にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除外。

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更

九 法第五十四條第一項（同条第五項）において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第七（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第七（二）によるものとする。

十 法第五十四條第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるもの）にあっては法第五十四條第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のもの（当該届出の日以前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法（個人である場合）にあっては、氏名、住所又は国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

四 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名

称、住所又は設立準拠法（個人である場合）にあっては、氏名、住所又は国籍等の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合）（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合）にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除外。

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるものイ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法（個人である場合）にあっては、氏名、住所又は国籍等の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合）（再委託の相手方等の名称（個人である場合）にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除外。

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更

九 法第五十四條第一項（同条第五項）において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第七（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第七（二）によるものとする。

ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法（個人である場合）にあっては、氏名、住所又は国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

四 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名

等緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、ほかに適当な方法がない場合とする。

五 法第五十四條第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるもの）にあっては当該届出の日において有効なものに、その他のもの（当該届出の日以前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（二）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（三）により行うものとする。

六 法第五十四條第三項（同条第五項）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第八（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第八（二）により行うものとする。

（軽微な変更）

第二十四条 法第五十四條第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるものイ 特定重要設備の供給者の住所の変更（国名を変更する場合におけるものを除く。以下この条において同じ。）

ロ 第十一条第二号に掲げる事項のうち、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数の占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

（一） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

（二） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（三） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（四） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（五） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（六） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（七） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（八） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（九） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（十） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（十一） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（十二） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（十三） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

（十四） 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- (3) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- ハ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更(前条第一項第三号ロに該当するものを除く。)
- 二 法第五十二条第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
 - イ 構成設備の供給者の住所の変更
 - ロ 第十三条第三号に掲げる事項のうち、構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更(次に掲げる場合におけるものを除く。)
 - (1) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
 - (2) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
 - (3) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- 三 法第五十二条第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
 - イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所の変更
 - ロ 第十四条第二号に掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接

- に保有する者の当該議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合の変更(次に掲げる場合におけるものを除く。)
- (1) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合
- (2) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者がある場合
- (3) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者がある場合
- 四 法第五十二条第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
 - イ 再委託の相手方等の住所の変更
 - ロ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合の変更(次に掲げる場合におけるものを除く。)
 - (1) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
 - (2) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
 - (3) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(変更の報告)

第二十五条 法第五十四条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告(次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。)は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものについては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九(二)により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠外国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の区分、名称又は機能の変更とする。

3 前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。

附則
この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附則(令和五年二月一六日国土交通省令第八号)
この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和五年十一月十七日)から施行する。

附則(令和六年三月二九日国土交通省令第二六号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則(令和六年四月一日国土交通省令第五一号)
この省令は、公布の日から施行する。



様式第一(第三条関係)

様式第二(第五条関係)

名称等変更届出書

年 月 日

届 出 者

代表者の氏名

下記のとおり変更があつたので、経済活動を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第3項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
名称又は住所		
変更年月日		
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格JIS4とする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

氏名	生年月日	国籍等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

(記載上の注意)
 「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報は当該設備に係る第9条第3項第2号に掲げる設備は、特定重要設備の供給者が国土交通大臣に届報に届出ることができることである。このとき、当該設備は、特定重要設備事業者に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届報に届出ることができることを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者に対する外国政府等の取扱いに係る売上高の割合

事業年度	年 月 日～年 月 日の3年間	
	該当あり(口)	割合 (%)

(記載上の注意)
 1. 届出の日より2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、1アから1エの事業年度における特定重要設備の供給者(国土交通大臣の届報のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額のある割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
 2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者(国土交通大臣に届報に届出ることができることである。このとき、当該設備は、特定重要設備事業者に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届報に届出ることができることを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	
	□

(記載上の注意)
 1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること(以下この様式において「国」)。
 2. 製造項目の内容を確認している場合は、その右欄にある口(□)に印を付けること。

4. 構成設備に関する事項

構成設備の区分	構成設備の名称	名称及び代表者の氏名	構成設備の機能
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

以上記載する事項を構成する事項

構成設備の区分	名称又は氏名	構成設備の名称	構成設備の機能	議決権保有割合 (%)	議決した年月日
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

構成設備の区分	年 月 日～年 月 日の3年間	
	該当あり(口)	割合 (%)

⑥ 工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	
	□

(記載上の注意)
 1. 「構成設備の区分」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。
 2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の区分の構成設備から導入を行う構成設備を特定する事項(品名又は型番等)を記載すること。
 3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備の特定重要設備を定めて供給するため構成設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
 4. 「構成設備の名称」の欄に記載する事項は、当該構成設備の機能(構成設備の名称)の欄に記載する事項(品名又は型番等)と一致するものであること。
 5. 「構成設備がSMAの稼働を受けているクラウドサービスがある場合は、(2)から(6)までの記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する取扱いを記載することである。
 6. 「(3)の「議決権保有割合等又は議決等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者(国土交通大臣に届報に届出ることができることである。このとき、当該設備は、特定重要設備事業者に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届報に届出ることができることを報告することとする。
 7. 「(4)の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報は当該設備に係る第9条第3項第2号に掲げる設備は、特定重要設備の供給者が国土交通大臣に届報に届出ることができることである。このとき、当該設備は、特定重要設備事業者に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届報に届出ることができることを報告することとする。

- 8. 協会の設立目的に照らした認定の事業年度のうち、いずれかの事業年度における構成設備の供給の売上高の総額のうちに第一の項又は第二項に定める外国産等の供給に算入される合計額の占める割合が100分の1以上ある場合は(3)の「認定あり」に該当する。なお、外国産とは「認定なし」に該当することを、
- 9. (3)の「供給管理計画等」及び「認定」欄に記載する事項は、構成設備の供給が国土交通大臣に届出を提出することである。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届出を提出することを行うこととする。
- 10. 6. 又は7.の規定により供給を受けた特定重要設備の供給者は、特定重要設備事業者に対し、当該設備による供給を受けた旨を報告することとする。
- 11. (6)の「認定管理計画等」を提出し、当該場合には、その旨をある旨に届出を行うこと。

5. 特定重要設備の購入に当たって特定社会基盤事業者が遵守する特定仕様行為を明示するための措置に該当する事項

項目	認定	備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備の構成設備に不正な変更が加えられることを防止するための必要事項が定められ、当該事項がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを要するものとする。		
①-1 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者において、特定重要設備に意図的あるいは偶発的に行われる不正な変更防止のための受入検査その他の保証体制が構築されており、かつ、当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを要する。	□	
①-2 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に検査のある一工程を実施しているか否かを判断するための受入検査その他の保証体制が構築され	□	

ており、かつ、当該特定仕様行為が導入までに実施されることを要するものとする。		
※1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
※2 当該構成設備の供給者によって実施されるものを要する。		
②-1 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者から特定社会基盤事業者等によって製造された構成設備のソフトウェアが適用されているか否か、不具合が検出されているか否かを判断している。	□	
②-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者から特定社会基盤事業者等によって製造された構成設備のソフトウェアが適用されているか否か、不具合が検出されているか否かを判断している。	□	
③-1 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者、特定重要設備の製造工程(構成設備を含む)において、当該構成設備の品質保証体制を構築していることを確認している。	□	
③-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者、構成設備の製造工程(構成設備を含む)において、当該構成設備の品質保証体制を構築していることを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		

④-1 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者、特定重要設備の製造工程(構成設備を含む)において、当該構成設備の品質保証体制を構築していることを確認している。	□	
④-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者、構成設備の製造工程(構成設備を含む)において、当該構成設備の品質保証体制を構築していることを確認している。	□	
⑤-1 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者から特定重要設備の構成設備(構成設備を含む)において、定められた品質保証体制が実施されているか否か、ソフトウェア認定試験を物理的(電圧メータ等の入出力管理)かつ論理的(プログラムやシステムへのアクセス制御)に適切に行われることを要するものとする。	□	
⑤-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者から特定重要設備の構成設備(構成設備を含む)において、定められた品質保証体制が実施されているか否か、ソフトウェア認定試験を物理的(電圧メータ等の入出力管理)かつ論理的(プログラムやシステムへのアクセス制御)に適切に行われることを要するものとする。	□	
⑥ 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者から特定重要設備の構成設備(構成設備を含む)において、定められた品質保証体制が実施されているか否か、ソフトウェア認定試験を物理的(電圧メータ等の入出力管理)かつ論理的(プログラムやシステムへのアクセス制御)に適切に行われることを要するものとする。	□	

⑦ 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者から特定重要設備の構成設備(構成設備を含む)において、定められた品質保証体制が実施されているか否か、ソフトウェア認定試験を物理的(電圧メータ等の入出力管理)かつ論理的(プログラムやシステムへのアクセス制御)に適切に行われることを要するものとする。	□	
⑧-1 特定社会基盤事業者等は、導入した特定重要設備に不正な変更やその他のおそれがあることを発見した場合に、特定重要設備の供給者から特定重要設備の構成設備(構成設備を含む)において、定められた品質保証体制が実施されているか否かを判断している。	□	
⑧-2 特定社会基盤事業者等は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やその他のおそれがあることを発見した場合に、構成設備の供給者から特定重要設備の構成設備(構成設備を含む)において、定められた品質保証体制が実施されているか否かを判断している。	□	
(3) 特定重要設備又は構成設備について、特定の標準・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も備え、当該事項がなされている。		
⑨-1 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者によるサービス保証(品質保証や信頼性保証等)が十分に満たされることを要するものとする。	□	
⑨-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者によるサービス保証(品質保証や信頼性保証等)が十分に満たされることを要するものとする。	□	
⑩-1 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者から特定重要設備の構成設備(構成設備を含む)において、定められた品質保証体制が実施されているか否かを判断している。	□	

<p>定して、当該取締役の職務等の必要な権限を自ら行使している。</p> <p>④-2 特定社会公益事業責任は、構成設備の稼働に支障を及ぼすおそれがある場合(定期点検や修繕等)において、代替手段の検討等が必要となる場合において、代替手段の検討等において検討している場合を含む。</p> <p>⑤ 特定重要設備の供給者において検討している場合を含む。</p> <p>(3) 特定重要設備及び構成設備について、不正な取引が行われる長額を把握可能な体制がとられており、不正な取引が防止された場合であっても、冗長性が確保されていること、設備の稼働に支障を及ぼさない構造となっている。</p> <p>⑥ 特定社会公益事業責任は、ランダムテストによる不正な取引が行われたときであっても、設備の稼働に支障を及ぼさない構造(バックアップの確保、監視機能、相互接続の確保、冗長化、代替設備との交換等)について、自ら検証している。</p> <p>⑦ 特定社会公益事業責任は、設備の稼働等の稼働中や、メンテナンス時が発生した場合(定期点検や修繕等)において、稼働、空機でのメンテナンス対応の訓練)を自ら検証している。</p> <p>⑧ 特定社会公益事業責任は、特定社会公益事業責任又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備においてアクセス権に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する不正アクセスを監視する仕組みを導入し、不正アクセスを監視している。</p> <p>(4) 特定社会公益事業責任は、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託(両者を含む。)の相手方に対して、漏洩のリスクを低減し、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を検証している。</p> <p>⑨-1 特定社会公益事業責任は、特定重要設備の供給者から、製造工程に関する情報を収集して適宜分析の成果を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた</p>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

<p>基準(それに基づいて各項目で評価されている評価項目)に基づいていないことを確認している。</p> <p>④-2 特定社会公益事業責任は、構成設備の稼働に支障を及ぼすおそれがある場合(定期点検や修繕等)において、代替手段の検討等が必要となる場合において、代替手段の検討等において検討している場合を含む。</p> <p>⑤ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合を含む。</p> <p>(3) 特定社会公益事業責任は、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託(両者を含む。)の相手方に対して、漏洩のリスクを低減し、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を検証している。</p> <p>⑥-1 特定社会公益事業責任は、特定重要設備の供給者から、製造工程に関する情報を収集して適宜分析の成果を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準(両者を含む。)に基づいて、特定社会公益事業責任又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備において不正アクセスを監視する仕組みを導入し、不正アクセスを監視している。</p> <p>④-2 特定社会公益事業責任は、構成設備の供給者から、製造工程に関する情報を収集して適宜分析の成果を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準(両者を含む。)に基づいて、特定社会公益事業責任又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備において不正アクセスを監視する仕組みを導入し、不正アクセスを監視している。</p> <p>⑤ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合を含む。</p> <p>⑥ 特定社会公益事業責任は、特定重要設備の供給者から、製造工程に関する情報を収集して適宜分析の成果を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた</p>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

<p>ことを目的とした機器を設置し又は利用する場合、当該機器の供給者の委託(両者を含む。)に基づいて、当該機器の稼働に支障を及ぼすおそれがある場合(定期点検や修繕等)において、代替手段の検討等が必要となる場合において、代替手段の検討等において検討している場合を含む。</p> <p>(4) 特定社会公益事業責任は、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託(両者を含む。)の相手方に対して、漏洩のリスクを低減し、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を検証している。</p> <p>⑤ 特定社会公益事業責任は、特定重要設備及び構成設備の供給者から、製造工程に関する情報を収集して適宜分析の成果を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準(両者を含む。)に基づいて、特定社会公益事業責任又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備において不正アクセスを監視する仕組みを導入し、不正アクセスを監視している。</p> <p>⑥ 特定社会公益事業責任は、特定重要設備の供給者から、製造工程に関する情報を収集して適宜分析の成果を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた</p>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

の供給者又は構成設備の供給者が国内に支店又は支店に直轄に設置することによって、このうち、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者から、製造工程に関する情報を収集して適宜分析の成果を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準(両者を含む。)に基づいて、特定社会公益事業責任又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備において不正アクセスを監視する仕組みを導入し、不正アクセスを監視している。

6. 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四(二)(第九条第一項及び第二十一条関係)

個人等計画書(特定重要設備の重要維持管理等を行う場合)

年 月 日

期 社 名 代表者の氏名

経路等を一体的に課することによる安全信頼の確保の確保に関する法律第21条第1項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行う場合の、次のとおり届けます。

1. 特定重要設備の概要

Table with 2 columns: 特定重要設備の区分, 特定重要設備の名称, 特定重要設備の機能, 特定重要設備を設置する場所, 特定重要設備を使用する場所

(記載上の注意)

- 1. 特定重要設備の区分の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 特定重要設備の名称の欄には、同一区分の特定重要設備から重要維持管理等を行うべき特定重要設備(名称、品番等)を記載すること。
3. 特定重要設備の機能の欄には、特定社会基盤施設を安定的に提供するなどの重要設備が有する機能(電力の供給)を記載すること。
4. 特定重要設備を設置する場所及び特定重要設備を使用する場所の欄には、それぞれ当該設備の設置するところと重要設備を使用するところとを、個別に所定する場合は、これらに該当するものを記載すること。

2. 重要維持管理等の委託の内容及び(時期又は期間)

Table with 2 columns: 重要維持管理等の委託の内容及び(時期又は期間), 重要維持管理等の委託の内容及び(時期又は期間)

(記載上の注意)

「重要維持管理等を行う時期又は期間」の欄には、単発・継続的でない重要維持管理等の委託の場合には重要維持管理等を行う社会基盤施設、重要設備の重要維持管理等の委託の場合には当該重要維持管理等を行うべき期間を記載すること。当該期間が未定である場合には半年間を記載した上で、「予定」と併せて記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手方

Table with 2 columns: 名称及び代表者の氏名, 住所

(記載上の注意)

- 1. 個人である場合においては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること(以下この欄において同じ)。
2. 「設立準拠法」の欄にはその設けられた準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること(個人である場合にあっては国名を記載すること。以下この欄において同じ)。
3. 個人である場合においては、「設立準拠法」の欄に記載する情報は、当該個人が国内(又は外国)に居住していることである。このとき、当該個人は、特定社会基盤施設(に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届出を提出することを解する)とする(以下この欄において同じ)。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

Table with 3 columns: 名称又は氏名, 議決権保有割合(%), 議決権保有割合(%)

(記載上の注意)

- 1. 議決権保有割合は、届出の前2月以内の日における総株主等の議決権の総数に占める割合を、(小数以下第3位を四捨五入して)記載すること(以下この欄において同じ)。
2. 「設立準拠法等又は国名」の欄は、議決権を保有する者(法人である場合は当該法人の設立準拠法等、個人である場合に当該個人の国籍)を記載すること(以下この欄において同じ)。
3. 「設立準拠法等又は国名」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方(国内又は外国)に居住していることである。このとき、当該個人は、特定社会基盤施設(に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届出を提出することを解する)とする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

Table with 3 columns: 氏名, 生年月日, 役職等

(記載上の注意)

「生年月日」及び「役職等」の欄に記載する情報は、当該重要維持管理等の委託の相手方(国内又は外国)に居住していることである。このとき、当該個人は、特定社会基盤施設(に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届出を提出することを解する)とする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

Table with 2 columns: 事業年度, 外国政府等の名称, 割合(%)

(記載上の注意)

- 1. 届出の日(2月以内)の前2月以内に終了した事業年度のうち、1月1日から12月31日までにおける重要維持管理等の委託の相手方の売上高の割合のうち、当該国の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の割合を記載すること(以下この欄において同じ)。
2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方(国内又は外国)に居住していることである。このとき、当該個人は、特定社会基盤施設(に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届出を提出することを解する)とする。

4. 重要維持管理等の委託に関する事項

Table with 2 columns: 行方, 重要維持管理等の委託に関する事項

<p>ることについてあらかじめ特定社会福祉事業者の承認を受けることが期待により阻害されている。</p> <p>④ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方が承認後に行き当たり、特定社会福祉事業者の承認を受けることを条件としており、承認後の相手方に対しては、委託に再委託を行う場合には特定社会福祉事業者の承認を受けることを要件として置いていることと確認している。</p> <p>⑤ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方との間において再委託の相手方等の委託の相手方と同等のインセンティブが対象を確保することを、再委託を行う際の条件として設定することを承認している。</p> <p>(3) 特定社会福祉事業者が、委託の相手方が既に反して最善維持管理等の目的の達成が図られずいる相手方から依頼している。</p> <p>⑥ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業責任性を、委託の相手方が再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、年度計画及び業務の進捗状況により確認している。</p> <p>⑦ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認している。</p> <p>(4) 特定社会福祉事業者は、特定社会福祉及び構成組織の取締役や委託（再委託を含む）の相手方について、過去の業績を含め、我が国の法令や慣習的に受け入れられた基準等の遵守状況を把握している。</p>	□	
<p>⑧-1 特定社会福祉事業者は、委託の相手方が、届出を行う目的の経目から起家して過去3年間の業績を含め、国内の税務当局の税務的に行われた申告（例えば、申告書）等によって算出されている税務申告（例えば、申告書）に反していないことを確認している。</p> <p>⑧ 委託の相手方を通じて確認している場合は含む。</p> <p>(3) 特定社会福祉事業者が、特定社会福祉及び構成組織の取締役や委託（再委託を含む）した最善維持管理等の適切性について、外国の法的環境等（再委託を受ける場合）に反していないことを確認している。</p>	□	

<p>⑧-2 特定社会福祉事業者は、再委託の相手方等が、届出を行う目的の経目から起家して過去3年間の業績を含め、国内の税務当局の税務的に行われた申告（例えば、申告書）等によって算出されている税務申告（例えば、申告書）に反していないことを確認している。</p> <p>⑧ 委託の相手方を通じて確認している場合は含む。</p> <p>(3) 特定社会福祉事業者が、特定社会福祉及び構成組織の取締役や委託（再委託を含む）した最善維持管理等の適切性について、外国の法的環境等（再委託を受ける場合）に反していないことを確認している。</p>	□	
<p>⑧-1 特定社会福祉事業者は、委託の相手方が、届出を行う目的の経目から起家して過去3年間の業績を含め、国内の税務当局の税務的に行われた申告（例えば、申告書）等によって算出されている税務申告（例えば、申告書）に反していないことを確認している。</p> <p>⑧-2 特定社会福祉事業者は、再委託の相手方等が、届出を行う目的の経目から起家して過去3年間の業績を含め、国内の税務当局の税務的に行われた申告（例えば、申告書）等によって算出されている税務申告（例えば、申告書）に反していないことを確認している。</p> <p>⑧ 委託の相手方を通じて確認している場合は含む。</p> <p>(3) 特定社会福祉事業者が、特定社会福祉及び構成組織の取締役や委託（再委託を含む）した最善維持管理等の適切性について、外国の法的環境等（再委託を受ける場合）に反していないことを確認している。</p>	□	
<p>④ 特定社会福祉事業者は、最善維持管理等の実施において、監事や会計士等（例えば、監事や会計士）等の専門家等による法的な助言を確保し又は提供することを含め、当該助言に基づいて再委託の相手方等が、委託に再委託を行うことと確認している。</p> <p>また、特定社会福祉事業者は、契約締結に当該事業者について委託を受ける場合に、適切な情報提供を受けることを契約の条件として包括している。</p> <p>(注) 委託の相手方</p> <p>1. それぞれの項目の情報を提供している場合は、□に印を付けること、印を付した項目については、当該情報を提供していることを認める事項を維持すること。</p> <p>2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定管理行為を担うことになる組織が承認を受けることができる場合には、当該組織の内容を、それぞれの項目に該当する競争の欄に記載すること。</p> <p>3. 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸、十一、十二の項目の情報を提供していることを認める事項（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸、十一、十二の項目の相手方等に該当するものに限る。）は、最善維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等の国内交通運輸に直接に提供することとなる。このため、最善維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会福祉事業者又は最善維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、国内交通運輸に直接に提供することを認めることとし、報告を受けた最善維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等に、報告を受けた旨を報告することとする。</p>	□	

<p>関係に該当する者（委託等を含む。）の応答する場所の住所の記載等により、当該組織の組織的・法的な独立性が影響を受けることを確認している。</p> <p>(3) 特定社会福祉事業者が、特定社会福祉及び構成組織の取締役や委託（再委託を含む。）の相手方等に対して、我が国内部からの内容が提供される競争の提供を受けられることを契約条件として包括している。また、契約締結後、当該組織について変更があった場合に、適切な情報提供を受けられることを契約条件として包括している。</p> <p>④ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の財務・信用状況、役員や資本関係等、事業計画や業績、最善維持管理等の実施計画、作業に従事する者の年齢・専門性（例えば、スキル）に係る資格・研修実績等）等に關する情報提供を受けられることを契約条件により包括している。</p> <p>また、特定社会福祉事業者は、契約締結に当該事業者について委託を受ける場合に、適切な情報提供を受けることを契約の条件として包括している。</p> <p>(注) 委託の相手方</p> <p>1. それぞれの項目の情報を提供している場合は、□に印を付けること、印を付した項目については、当該情報を提供していることを認める事項を維持すること。</p> <p>2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定管理行為を担うことになる組織が承認を受けることができる場合には、当該組織の内容を、それぞれの項目に該当する競争の欄に記載すること。</p> <p>3. 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸、十一、十二の項目の情報を提供していることを認める事項（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸、十一、十二の項目の相手方等に該当するものに限る。）は、最善維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等の国内交通運輸に直接に提供することとなる。このため、最善維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会福祉事業者又は最善維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、国内交通運輸に直接に提供することを認めることとし、報告を受けた最善維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等に、報告を受けた旨を報告することとする。</p>	□	
---	---	--

6. 備考

注 用紙の大きさは、日本縦向きA4とすること。

①		
②		
③		
④		

(記載上の注意)
 「(注)年月日及び「国等」の欄に記載する情報は当該組織に係る第9条第2項第2号に掲げる情報は、特定重要投資の持株者が国土交通大臣に直接提出することができる。このとき、当該持株者は、特定重要投資事業に対し、あらかじめ、国土交通大臣に直接提出することを報告することとする。

(4) 特定重要投資の持株者における外国政府等との取引に係る売上高の割合
 年 月 日～ 年 月 日の3年間
 課税年度、課税年度上

事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)
 1. 前項の年月月の日以前に終了した最近の3事業年度のうち、1つ以内の事業年度における特定重要投資の持株者の売上高の割合のうち同一の課税年度に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付ける。それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
 2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要投資の持株者が国土交通大臣に直接提出することができる。このとき、当該持株者は、特定重要投資事業に対し、あらかじめ、国土交通大臣に直接提出することを報告することとする。

(5) 特定重要投資を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	
製造項目	

(記載上の注意)
 1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要投資を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること(以下この様式において「国」)。
 2. 製造項目の内容を記載した場合には、その欄に空白に印を付けること。

5. 構成設備に関する事項

① 構成設備の区分	
② 構成設備の名称	
③ 構成設備の機能	
④ 名称及び	
⑤ 代表者の氏名	
⑥ 住所	
⑦ 設立事務所等	

⑧ 名称又は氏名	設立事務所等又は	議決権所有割合 (%)
⑨ 国等		(議決した年月日)
⑩		
⑪		
⑫		
⑬		
⑭		
⑮		

① 氏名		生年月日		国等
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				

(6) 構成設備に関する事項

年 月 日～ 年 月 日の3年間		
課税年度、課税年度上		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)
 1. 「構成設備の区分」の欄には、第1号に掲げて定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。
 2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の区分の構成設備から購入を行った構成設備を記す事項(国又は国等名称)を記載すること。
 3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要投資が特定重要投資事業を安定的に製造するための構成設備の機能に関する事項を記載すること。
 4. 構成設備が ISMAP の設備を受けているクラウドサービスある場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスの機能を、それぞれ記載すること。
 5. 構成設備が ISMAP の設備を受けているクラウドサービスある場合は、(5)から(8)までの欄に記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。
 6. (3)の「外国政府等の名称」の欄には、同一の区分の構成設備のうち同一の課税年度における構成設備の持株者の売上高の割合のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計の占める割合が100分の25以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付ける。それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
 7. (4)の「(注)年月日及び「国等」の欄に記載する情報は、特定重要投資の持株者が国土交通大臣に直接提出することができる。このとき、当該持株者は、特定重要投資事業に対し、あらかじめ、国土交通大臣に直接提出することを報告することとする。
 8. 前項の年月月の日以前に終了した最近の3事業年度のうち、1つ以内の事業年度における構成設備の持株者の売上高の割合のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計の占める割合が100分の25以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付ける。それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
 9. (5)の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の持株者が国土交通大臣に直接提出することができる。このとき、当該持株者は、特定重要投資の持株者に国土交通大臣に直接提出することを報告することとする。
 10. 6. 7. 以上の欄に1以上印を付けて特定重要投資の持株者は、特定重要投資事業に対し、当該規定による報告を受けたことを報告することとする。
 11. (6)の欄項目の内容を記載した場合には、その欄に空白に印を付けること。

(記載上の注意)
 1. 「構成設備の区分」の欄には、第1号に掲げて定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。
 2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の区分の構成設備から購入を行った構成設備を記す事項(国又は国等名称)を記載すること。
 3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要投資が特定重要投資事業を安定的に製造するための構成設備の機能に関する事項を記載すること。
 4. 構成設備が ISMAP の設備を受けているクラウドサービスある場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスの機能を、それぞれ記載すること。
 5. 構成設備が ISMAP の設備を受けているクラウドサービスある場合は、(5)から(8)までの欄に記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。
 6. (3)の「外国政府等の名称」の欄には、同一の区分の構成設備のうち同一の課税年度における構成設備の持株者の売上高の割合のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計の占める割合が100分の25以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付ける。それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
 7. (4)の「(注)年月日及び「国等」の欄に記載する情報は、特定重要投資の持株者が国土交通大臣に直接提出することができる。このとき、当該持株者は、特定重要投資事業に対し、あらかじめ、国土交通大臣に直接提出することを報告することとする。
 8. 前項の年月月の日以前に終了した最近の3事業年度のうち、1つ以内の事業年度における構成設備の持株者の売上高の割合のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計の占める割合が100分の25以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付ける。それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
 9. (5)の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の持株者が国土交通大臣に直接提出することができる。このとき、当該持株者は、特定重要投資の持株者に国土交通大臣に直接提出することを報告することとする。
 10. 6. 7. 以上の欄に1以上印を付けて特定重要投資の持株者は、特定重要投資事業に対し、当該規定による報告を受けたことを報告することとする。
 11. (6)の欄項目の内容を記載した場合には、その欄に空白に印を付けること。

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会福祉事業者が講ずる特定対策行為
を防止するための措置に係る事項

項目	内容	備考
	① 特定重要設備及び構成設備の取組前に掲げる取組等の実施で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更がなされることを防止するために必要な事項がある。当該措置がとられていることを特定社会福祉事業者が確認できることを前提として記載している。	
	①-1 特定社会福祉事業者は、特定社会福祉事業者において、特定重要設備の取組のあるコード等が投入しているかを確認するための投入履歴その他の取組履歴の取組履歴の取組履歴を定期的に確認し、不正な変更がなされたことを確認している。	□
	①-2 特定社会福祉事業者は、特定社会福祉事業者において、特定重要設備の取組のあるコード等が投入しているかを確認するための投入履歴その他の取組履歴の取組履歴を定期的に確認し、不正な変更がなされたことを確認している。	□
	②-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が特定社会福祉事業者によって提供された標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□

	②-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の取組者が特定社会福祉事業者によって提供された標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	③-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	③-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の取組者が、構成設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	④-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	④-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の取組者が、構成設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	⑤-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が特定重要設備の製造環境	□

	(開発環境を含む。)において、定められた要件以外がアクセスできないよう、アクセス管理(アクセス制御)機能、脆弱性診断ツール等の脆弱性診断ツール(ポートスキャン等)のアクセス制御に適用していることを確認している。	
	⑤-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の取組者が、構成設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	⑥ 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	⑦ 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	⑧-1 特定社会福祉事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合、特定重要設備の取組者が、不正な変更やそのおそれがあることを発見したことを確認している。	□
	⑧-2 特定社会福祉事業者は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合、特定重要設備の取組者が、不正な変更やそのおそれがあることを発見したことを確認している。	□

	は、構成設備の取組者が詳細な調査や立入検査等を行うことが困難な状況下において、不正な変更やそのおそれがあることを確認している。	
	① 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	②-1 特定社会福祉事業者は、構成設備の取組者が、構成設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	②-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の取組者が、構成設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	③-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	③-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の取組者が、構成設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	④-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	④-2 特定社会福祉事業者は、構成設備の取組者が、構成設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	⑤ 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	⑥ 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	⑦ 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□
	⑧ 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の取組者が、特定重要設備の取組の際に、標準セキュリティポリシーが適用されているかを、不正プログラムの感染を防止するために確認している。	□

も役員の名義の記載である社員（ホームページの役員・取締役、専任取締役の明細化・長短化、代表取締役との交換等）について、必ず記載している。		
④ 特定社会貢献事業者は、積立の構成等の情報セキュリティインシデントが発生した際の対応方針・体制の構築やウェブ等の構築、定期的なインシデント対応の訓練等を実施している。	□	
⑤ 特定社会貢献事業者は、特定社会貢献事業者又は特定投資家の取締役が、特定投資家等に対してウェブ上で開示する仕組みを講じ、特定投資家等に対する不正アクセスを防止する仕組みを導入、または変更したことを確認している。	□	
(4) 特定社会貢献事業者が、特定投資家及び積立投資家の取締役や委託（両者を含む。）の相手方に対して、我が国の法律を定め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑥-1 特定社会貢献事業者は、特定投資家の取締役が、個人を伴った組織員として過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で開示されている開示を含む。）に反していないことを確認している。	□	
⑥-2 特定社会貢献事業者は、積立投資家の取締役が、個人を伴った組織員として過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で開示されている開示を含む。）に反していないことを確認している。	□	
⑦ 特定投資家の取締役を通じて確認している場合を含む。		
(5) 特定社会貢献事業者が、特定投資家及び積立投資家の取締役や委託（両者を含む。）とした重要株主等開示の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		

⑥-1 特定社会貢献事業者は、特定投資家の取締役、外国の法的環境や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を、明示的なものだけでなく組織員（明示的なものだけでなく組織員の指示を含む。）によって、特定社会貢献事業者の組織員に開示する行為が行われていた可能性のある場合、これを特定社会貢献事業者に対して報告することを義務付けられている。	□	
⑥-2 特定社会貢献事業者は、積立投資家の取締役が、外国の法的環境や国際的に受け入れられた基準（明示的なものだけでなく組織員の指示を含む。）によって、特定社会貢献事業者又は特定投資家の取締役等が、事前に開示する行為が行われていた可能性のある場合、これを特定社会貢献事業者又は特定投資家の取締役等に対して報告することを義務付けられている。	□	
⑦ 特定社会貢献事業者は、特定投資家の取締役が、個人を伴った組織員として過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で開示されている開示を含む。）に反していないことを確認している。	□	
(4) 特定社会貢献事業者が、特定投資家及び積立投資家の取締役や委託（両者を含む。）の相手方に対して、我が国の法律を定め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を、明示的なものだけでなく組織員（明示的なものだけでなく組織員の指示を含む。）によって、特定社会貢献事業者の組織員に開示する行為が行われていた可能性のある場合、これを特定社会貢献事業者に対して報告することを義務付けられている。		
⑧ 特定社会貢献事業者は、特定投資家の取締役が、個人を伴った組織員として過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で開示されている開示を含む。）に反していないことを確認している。	□	

員の前と関係等、事業計画の記載、設備又は器具を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の国籍・有国籍（国籍がウェブページにある場合は「国籍不明」と記載する情報提供を受けられることを契約等により保証している。また、特定社会貢献事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適切な情報提供を受けることを契約等により保証している。		
⑨ 特定社会貢献事業者は、特定投資家の取締役が、個人を伴った組織員として過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で開示されている開示を含む。）に反していないことを確認している。	□	

7. 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<p>③ 特定社会福祉事業等は、委託の相手方及び再委託の相手方が保有している経営者・役員等の情報について、委託の相手方が委託の相手方から委託受託の業務以外に当該情報にアクセスできないよう、適切な制限（アクセス管理の運用等）や制限（パスワードロック）へのアクセス制限）に適切に制限することを確認している。</p> <p>④ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も存在。</p>	□	
<p>④ 特定社会福祉事業等は、委託の相手方及び再委託の相手方が、委託の相手方等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方が受託した業務以外にアクセスできないよう、適切な制限（アクセス管理の運用等）や制限（パスワードロック）へのアクセス制限）に適切に制限することを確認している。</p> <p>⑤ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も存在。</p>	□	
<p>⑤ 特定社会福祉事業等は、委託の相手方及び再委託の相手方において、業務維持管理等を実施する役員や管理責任者に必ずしも「パーソナルデータ」に関する知識や研修を定期的（年1回以上）に実施し、パーソナルデータ管理の重要性を周知している。</p> <p>⑥ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も存在。</p>	□	

(3) 業務維持管理等の再委託を行う場合には、再委託を受けた事業者がパーソナルデータの取扱いに適切に配慮することを確認し、また、再委託を行う事業者を通じて特定社会福祉事業等に提供され、また、再委託を行う

うことについてあらかじめ特定社会福祉事業者の承認を受けることが契約書に明示されている。

<p>⑥ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会福祉事業者の承認を受けることと定約し、再委託の相手方等についても「再委託を行う場合には特定社会福祉事業者の承認を受けること」等を定約として記載していることを確認している。</p>	□	
<p>⑦ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方が委託の相手方と同等の「パーソナルデータ」取扱いを確保すること、再委託を行う場合の条件として定約することと定約している。</p>	□	
<p>(3) 特定社会福祉事業者が、委託の相手方が契約に反して業務維持管理等の業務の提供を拒否又は遅延するおそれがないことを確認している。</p> <p>④ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方の事業の安定性、委託の相手方及び再委託の相手方の事業の継続（例えば、事業継続計画、事業状況及び役員の実績実績等）により確認している。</p> <p>⑤ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認している場合も存在。</p>	□	
<p>(4) 特定社会福祉事業者は、特定社会福祉事業者及び再委託の相手方等が委託（再委託を含む）の相手方について、過去の業績を含め、我が国の法令や国際的な慣行に反しないことを確認している。</p>	□	
<p>⑥-1 特定社会福祉事業者は、委託の相手方、委託を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の業績や国際的に受け入れられた事業（本邦以外で当該国で実施されている事業等を含む。）に反していないことが確認されている。</p>	□	
<p>⑥-2 特定社会福祉事業者は、再委託の相手方が、委託を行った日から起算して</p>	□	

過去3年間の業績を含め、国内の業績や国際的に受け入れられた事業（本邦以外で当該国で実施されている事業等を含む。）に反していないことが確認されている。

<p>⑥-1 特定社会福祉事業者は、委託の相手方、委託を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の業績や国際的に受け入れられた事業（本邦以外で当該国で実施されている事業等を含む。）に反していないことが確認されている。</p>	□	
<p>⑥-2 特定社会福祉事業者は、再委託の相手方が、委託を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の業績や国際的に受け入れられた事業（本邦以外で当該国で実施されている事業等を含む。）に反していないことが確認されている。</p>	□	
<p>⑦ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方が、委託の相手方等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方が受託した業務以外にアクセスできないよう、適切な制限（アクセス管理の運用等）や制限（パスワードロック）へのアクセス制限）に適切に制限することを確認している。</p> <p>⑧ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認している場合も存在。</p>	□	
<p>⑧ 特定社会福祉事業者は、業務維持管理等を行った又は行っていない期間において、委託の相手方（パーソナルデータ）の取扱いを確保すること、再委託を行う場合の条件として定約することと定約している。</p> <p>⑨ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認している場合も存在。</p>	□	

上り、当該情報の開示の制限に適切に配慮を怠らないことを確認している。

<p>(4) 特定社会福祉事業者が、特定社会福祉事業者及び再委託の相手方等が委託（再委託を含む）の相手方に対して、我が国の法令に反しないことを確認し、我が国の法令や国際的な慣行に反しないことを確認している。</p>	□	
<p>⑥ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方が、委託の相手方等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方が受託した業務以外にアクセスできないよう、適切な制限（アクセス管理の運用等）や制限（パスワードロック）へのアクセス制限）に適切に制限することを確認している。</p> <p>また、特定社会福祉事業者は、契約締結前に上記の事項について定約した場合は、委託の相手方を通じて確認している。</p>	□	

(実施上の留意)

1. それぞれの項目の情報を満たしている場合には、□に印を付けること、印を付けた項目については、当該情報を満たしていることを証明する書類を提出すること。
2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の保証を行う行為を目的とする当該国の法律に違反しないことを証明する場合は、当該国の法律を、それぞれの項目に該当する内容の欄に記載すること。
3. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の項目の情報を満たしていることと定約する書類（①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨）については、業務維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が当該委託の相手方又は再委託の相手方等に対して、あらかじめ、国上記載事項に同意することを確認すること、また、委託の相手方又は再委託の相手方等が当該委託の相手方又は再委託の相手方等に対して、あらかじめ、国上記載事項に同意することを確認することとする。

了。備考

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六（第二十條関係）

様式第六（第二十條関係）

報告の必要等に関する通知書

年 月 日

宛

住 所
番 号
代表者の氏名

経済施策を一括的に講ずることによる安全保険の確保に関する法律
第25条第7項（第25条第2項において準用する第25条第7項、第25条第
8項において準用する同条第2項において準用する第25条第7項、第25条
第8項において準用する第25条第7項）の規定により、

年 月 日付第 号をもって送付された 緊急導入等届出書 導入等届出書
の 内部実況 変更の届出書

に係る 特定重要設備の導入 内部実況 変更の届出書
の 中止 報告について、下記の
とおり通知します。

記

1. 報告の別（該当分について）	イ 応答する。	ロ 応答しない。
2. 応答しない場合の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（一）（第二十三條第二項及び第五項関係）

様式第七（一）（第二十三條第二項及び第五項関係）

導入等計画書の変更の届
（特定重要設備の導入を行う場合）

年 月 日

宛

住 所
番 号
代表者の氏名

経済施策を一括的に講ずることによる安全保険の確保に関する法律第
25条第7項の規定により、導入等計画書の更新を行うので、次のとおり届出
します。

1. 変更を行う 届出	提出年月日	導入等計画書の届出をした 年月日	変更の届出又は発効をした 年月日（複数あるときは、 その最近のもの）
	特定重要設 備の区分及 び名称		
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前	変更後	
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考			

（届出書の作成）
 1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数ある
 とは、その最近のもの）」の欄には、この届出を録し、届出又は報告をし
 た届出の日の年月日を記載すること。
 2. 特定社会福祉事業者以外の者が、国土交通大臣に届出を提出することがで
 きる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の届出
 及び当該変更の届出を受理する機関について国土交通大臣に届出を提出する
 ことができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会福祉事業者又は特
 定重要設備の設置者に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届出を提出するこ
 とを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の設置者は、直ちに、
 特定社会福祉事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七(二)(第二十三條第二項及び第五項関係)

様式第七(二)(第二十三條第二項及び第五項関係)
個人等計画書の変更の届
特定重要設備の重要維持管理等をを行う場合
年月日

届
住 所
番 号
代表者の氏名

経路施業を一体的に講ずることによる安全確保の確保に関する法律第
四条第三項の規定により、個人等計画書の変更(第四條第五項において準用す
る同条第三項の規定により、個人等計画書(変更)を行う)ので、次のとおり
届け出ます。

Table with 4 main rows: 1. 変更を行う届出 (Submission details), 2. 変更事項 (Change items), 3. 変更の内容 (Change content), 4. 変更の理由 (Reasons for change).

5. 変更の時期
6. 備考

(記載上の注意)
1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数ある
ときは、その最初のもの)」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をし
た最初のものの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、国土交通大臣に申請し提出することがで
きる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容
及び当該変更の内容を記する書類について国土交通大臣に申請し提出する
ことができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は
重要維持管理の委託の相手方に対し、あらかじめ、国土交通大臣に直轄に届
出することを知照することとし、届出を受けた重要維持管理の相手方
は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、届出を受けた旨を報告すること
とする。

注 面積の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八(二)(第二十三條第六項関係)

様式第八(二)(第二十三條第六項関係)
変更の内容を記載した個人等計画書
(特定重要設備の購入を行う場合の購入等計画書の変更をした場合)
年月日

届
住 所
番 号
代表者の氏名

経路施業を一体的に講ずることによる安全確保の確保に関する法律第
四(条第三項)の規定により、個人等計画書の変更をしたので、具備第三項に基き
て、次のとおり届け出ます。

Table with 6 main rows: 1. 変更の内容 (Change content), 2. 変更事項 (Change items), 3. 変更の内容 (Change content), 4. 変更の理由 (Reasons for change), 5. 変更の時期 (Change timing), 6. 備考 (Remarks).

(記載上の注意)
1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数ある
ときは、その最初のもの)」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をし
た最初のものの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、国土交通大臣に申請し提出することがで
きる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容
及び当該変更の内容を記する書類について国土交通大臣に申請し提出する
ことができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は
重要維持管理の委託の相手方に対し、あらかじめ、国土交通大臣に直轄に届
出することを知照することとし、届出を受けた特定重要設備の維持者は、遅滞なく、
特定社会基盤事業者に対し、届出を受けた旨を報告することとする。

Table with 2 main rows: (1) 特定社会基盤設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと (Details of equipment provision), (2) 経路施業の運用を妨げる目的で特定社会基盤設備の安定的な提供に支障が生ずるおそれがあること (Details of stable provision).

(3) 報告の事業者から特定監査役等の導入を緊急に行うことが支障の除去又は緊急対応のための必要であったこと	
① (1) 目と緊急に発覚した特定監査役等の職務及び特定監査役等に生じた支障の内容	
② (3) 目と緊急に行った導入の理由	
(4) 特定監査役等の導入を緊急に行うほかの適当な方法がなかったこと	
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の方法の内容	
② 他の方法によっては (1) ③に対応できなかった理由	

注 用語の大きさは、日本企業規格A4とする。

様式第八(二)(第二十三条第六項関係)

様式第八(二)(第二十三条第六項関係)

変更の内容を記載した 導入等評議書の 緊急導入等届書
 (重要取締役等を行わせる場合の導入等評議書(緊急導入等届書)の変更をした場合)

年 月 日

職 名
 任 務
 代表者の氏名

経路等を一体的に講ずることによる安全確保の確保に関する法律第14条第1項の規定により、導入等評議書の変更(第14条第2項において準用する場合に限る)の規定により、緊急導入等届書の提出(第14条第2項)に基づき、次のとおり届け出ます。

3. 変更の内容

提出年月日	導入等評議書(緊急導入等届書)の提出した年月日	変更の届出又は修正した年月日(複数あるときは、その建設のもの)
(1) 変更をした届出	特定監査役等の区分及び名称 重要取締役等職務の内容	
(2) 変更事項		

(3) 変更の内容	変更前	変更後
(4) 変更の理由		
(5) 変更の時期		
(6) 備考		

(記載上の注意)
 1. (1) 変更をした届出の「変更の届出又は届出をした年月日(複数あるときは、その建設のもの)」欄には、この欄を除き、届出又は修正をした届出の月の月日を記載すること。
 2. 特定社会基盤事業者以外の者が、国土交通大臣に選任に候補となることのできる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を定める事項について関係者又は関係に接触することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要取締役等職務の担当の相手に対し、あらかじめ、国土交通大臣に届出を提出することを報告することとし、報告を受けた重要取締役等職務の担当の相手は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

2. 特定監査役等の重要取締役等を行わせる場合の導入等評議書のの変更をしたことと緊急対応を要しない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと

① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障が生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する補償のため緊急に重要取締役等職務を行わせる必要があったこと	
⑤ 導入等評議書の変更の届出によっては対応がでなかった理由	

(2) 緊急の運用を先んずる目的で特定社会基盤役務の仮定的な提供に支障が生ずる状態を生ずるおそれがあったこと

① (1) ①が生じた時期	
② (1) ②を把握した時期	
③ (1) ③の発生を回避できなかった理由	
(3) 報告の事業者に委託して重要取締役等緊急に行わせることが支障の除去又は他の目的のために必要であったこと	
① (1) 目と緊急に発覚した特定監査役等の職務及び特定監査役等に生じた支障の内容	
② (3) 目と緊急に行われた重要取締役等職務の内容	
(4) 特定監査役等の重要取締役等を行わせる以外に検討した他の方法の内容	
① 他の方法によっては (1) ③に対応できなかった理由	

注 用語の大きさは、日本企業規格A4とする。

様式第九(一)(第二十五条第一項関係)

個人等計画書 個人等計画書の変更の報告書
(特任監事候補の補入を行う場合の個人等計画書の更新をした場合)

年 月 日

職 名
任 務
職 務
代表者の氏名

個人等計画書に係る事項につき変更をしたので、該変更を一時的に據ることによる会社総会の議決の記録に関する法律第4条第4項の規定により、次のとおり報告します。

Table with 2 columns: 1. 変更をした理由 (Reason for change), 2. 変更事項 (Change items). Includes sub-sections for 3. 変更の内容 (Change content), 4. 変更の理由 (Reason for change), 5. 変更の時期 (Timing of change), 6. 備考 (Remarks).

(記載上の注意)

- 1. 「1. 変更をした理由」の「変更の届出又は報告をした年月日(欄にあるときは、その届出のもの)」の欄には、この欄を併記し、届出又は報告をした届出のものの中年月日を記載すること。
2. 特任社会監事候補以外の者が、届出又は報告に添付に提出することのできる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について届出又は報告に添付に提出することである。このとき、当該変更をした者は、特任社会監事候補の補入を特任監事候補の候補者に対し、あらかじめ、届出又は報告に添付に提出することを報告することとし、報告を受けた特任監事候補の候補者は、速やか、特任社会監事候補者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本縦書きA4とする。

様式第九(二)(第二十五条第一項関係)

個人等計画書 緊急個人等提出書 個人等提出書
(重要取締役候補等を行う場合の個人等計画書(緊急個人等提出書)の更新をした場合)

年 月 日

職 名
任 務
職 務
代表者の氏名

個人等計画書(緊急個人等提出書)に係る事項につき変更をしたので、該変更を一時的に據ることによる会社総会の議決の記録に関する法律第4条第4項(第54条第5項において準用する同条第4項)の規定により、次のとおり報告します。

Table with 2 columns: 1. 変更をした理由 (Reason for change), 2. 変更事項 (Change items). Includes sub-sections for 3. 変更の内容 (Change content), 4. 変更の理由 (Reason for change), 5. 変更の時期 (Timing of change), 6. 備考 (Remarks).

(記載上の注意)

- 1. 「1. 変更をした理由」の「変更の届出又は報告をした年月日(欄にあるときは、その届出のもの)」の欄には、この欄を併記し、届出又は報告をした届出のものの中年月日を記載すること。
2. 特任社会監事候補以外の者が、届出又は報告に添付に提出することのできる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について届出又は報告に添付に提出することである。このとき、当該変更をした者は、特任社会監事候補の補入を特任監事候補の候補者に対し、あらかじめ、届出又は報告に添付に提出することを報告することとし、報告を受けた重要取締役候補の候補者は、速やか、特任社会監事候補者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本縦書きA4とする。

様式第十(第二十五条第三項関係)

特定重要記録の導入を行った後の
重要記録の変更の報告書
年 月 日

取
扱
名
称
代表者の氏名

導入等計画書(緊急導入等計画)に記載の事項に基づき変更をしたので、記録取
扱を一体的に課することによる安全記録の確保に際する法律第54条第4
項(第54条第5項において準用する同条第4項)の規定により、次のとおり報
告します。

1. 変更をした 届出	導入等計画書(緊急 導入等計画)の届 出をした年月日	
	変更の届出又は届出 未了した年月日(届出 済みの場合は、その届 出のもの)	
特定重要記録の区分及び 名称		
2. 変更事項		変更前
		変更後
3. 変更の内 容	構成記録の 区分	
	構成記録の 名称	
	構成記録の 種別	

4. 備考	名称 目的 用途	
	作成 者 等 変更を行っ た理由 変更を行っ た理由	

(記載上の注意)
1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は届出未了した年月日」(欄数ある
ときは、その欄数のもの)の欄には、この欄数を除き、届出又は届出未
了済のもののみを年月日毎に記載すること。
2. 構成記録の区分又は名称を付した場合は、「変更前」又は「変更後」の欄
に「届出」又は「届出未了済」と記載すること。
注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。